

山形県公立大学法人職員退職手当規程

平成21年4月1日規程第36号

改正 平成25年3月18日規程第8号

改正 平成25年10月1日規程第12号

改正 平成26年4月1日規程第48号

改正 平成27年4月1日規程第18号

改正 平成30年4月1日規程第12号

改正 令和5年3月15日規程第6号

改正 令和7年3月7日規程第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、山形県公立大学法人職員就業規則（平成21年規則第2号。以下「職員就業規則」という。）第53条の規定に基づき、山形県公立大学法人（以下「法人」という。）に勤務する職員（職員就業規則第2条第1項に規定する職員（第3条第4項及び第22条第2項に規定する職員を除く。）のうち常勤の職員をいう。以下同じ。）の退職手当の支給について必要な事項を定める。

(遺族の範囲及び順位)

第1条の2 この規程において「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者（届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 この規程の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この規程の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この規程の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの規程の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の支払)

第2条 退職手当は、職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 次条及び第15条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第18条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができ

ない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(一般の退職手当)

第3条 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第8条まで及び第11条から第13条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第14条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 次条又は第6条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料の月額（職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。）に、その者の勤続年数を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある負傷若しくは病気（以下「傷病」という。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第19条第1項各号に掲げる者を含む。）に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤務期間1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤務期間11年以上15年以下の者 100分の80
- (3) 勤務期間16年以上19年以下の者 100分の90

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者（職員就業規則第19条第2号の規定に基づき退職した者（山形県公立大学法人職員再雇用等規程（平成21年規程第22号。以下「職員再雇用等規程」という。）第2条に規定する期限又は第3条第1項の規定に基づき延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準じる他の法令の規定に基づき退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって理事長の承認を得たものに限る。）又は25年未満の期間勤続し、勤務する事業場の移転により退職した者であって理事長の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（次条から第8条まで及び第11条から第13条までにおいて「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。次条第2項、第9条及び

第14条第1項において同じ。)による傷病により退職し、死亡(業務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第6条 職員就業規則第23条第3項第4号の規定により解雇された者、業務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者(職員就業規則第19条第2号の規定に基づき退職した者(職員再雇用等規程第2条に規定する期限又は第3条第1項の規定に基づき延長された期限の到来により退職した者を含む。)若しくはこれに準じる他の法令の規定に基づき退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者若しくは勤務する事業場の移転により退職した者であつて理事長の承認を得たものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの(同項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第7条 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする規程が制定された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
 - イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(この規程の規定により、退職手当を支給しないこととしている退職を除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの規程の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第17条第1項に規定する地方公務員等として退職したことにより退職手当(これに相当する給与を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第16条第4項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられた

こと又は第19条第1項若しくは第21条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第18条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、又は第17条第1項に規定する地方公務員等となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

- (1) 職員としての引き続いた在職期間
- (2) 第17条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する地方公務員等としての引き続いた在職期間
- (3) 第17条第2項に規定する場合における地方公務員等としての引き続いた在職期間
- (4) 前各号に掲げる期間に準ずるものとして理事長が認める在職期間

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第8条 第6条第1項に規定する者（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務する事業場の移転により退職した者であって理事長の承認を得たものを除く。）のうち、定年に達する日の属する年度の初日前に退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第7条第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第7条第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、
第7条第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の

		規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
--	--	----------------------------

(業務又は通勤によることの認定の基準)

第9条 理事長は、退職の理由となった傷病又は死亡が業務上のもの又は通勤によるものであるかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法の規定により職員の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

(勸奨の要件)

第10条 勸奨を受けて退職した者に係る当該勸奨は、その事実について、記録が作成されたものでなければならない。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第11条 第4条から第6条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第12条 第7条第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額

(2) 60未満 特定減額前給料月額に第7条第1項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第13条 第8条に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第11条	第4条から第6条まで	第8条の規定により読み替えて適用する第6条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	これらの	第8条の規定により読み替えて適用する第6条の
第12条	第7条第1項の	第8条の規定により読み替えて適用する第7条第1項の
	同項第2号イ	第8条の規定により読み替えて適用する同項第2号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第12条第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年

		度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第12条第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	第7条第1項第2号イ	第8条の規定により読み替えて適用する第7条第1項第2号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第8条の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第14条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第7条第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（職員就業規則第16条の規定による休職（業務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職を除く。）、職員就業規則第40条第3号の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち職員の退職手当の調整額の算定等に関する規則（平成18年山形県規則第43号。以下「県調整額規則」という。）第3条で定めるものに相当するものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 65,000円
- (2) 第2号区分 59,550円
- (3) 第3号区分 54,150円
- (4) 第4号区分 43,350円
- (5) 第5号区分 32,500円
- (6) 第6号区分 27,100円
- (7) 第7号区分 21,700円
- (8) 第8号区分 零

2 退職した者の基礎在職期間に第7条第2項第2号から第4号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、当該期間において、県調整額規則第4条

で定めるものに相当する職員として在職していたものとみなす。

- 3 第1項各号に掲げる職員の区分については、県調整額規則別表を準用する。この場合において、同表の規定中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ次の表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる字句	読み替える字句
第3号区分	第1号区分
第4号区分	第2号区分
第5号区分	第3号区分
第6号区分	第4号区分
第7号区分	第5号区分
第8号区分	第6号区分
第9号区分	第7号区分
第10号区分	第8号区分
平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間において適用されていた山形県職員等給与に関する条例	平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間において適用されていた山形県職員等給与に関する条例及び平成21年4月以降適用されている山形県公立大学法人職員給与規程
平成18年4月以降平成21年3月以前の給与条例	平成18年4月以降平成21年3月以前の給与条例及び平成21年以降の給与規程
教育職給料表(3)	教育職給料表
行政職給料表	事務職給料表

- 4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した者のうち自己都合退職者（第4条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零
- (3) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (4) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零

- 5 前各項に定めるもののほか、この条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項については県調整額規則の規定を準用する。

（一般の退職手当の額に係る特例）

第15条 第6条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の給料及び扶養手当の月額合計額（以下「基本給月額」という。）に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第3条、第6条、第7条及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360

(3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450

(4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

(勤続期間の計算)

第16条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの引き続いた在職期間の月数による。

2 職員が退職した場合（第19条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

3 前2項の規定により計算した在職期間のうち休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数をその在職期間から除算する。

4 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第4条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第5条第1項又は第6条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。

5 前項の規定は、前条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

(地方公務員等から復帰した職員等の在職期間の計算)

第17条 職員のうち、理事長の要請に応じ、引き続いて地方公共団体、法人以外の地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）、国、特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人をいう。）又は国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が法人の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている団体に限る。以下「地方公共団体等」という。）に使用される者又はその役員（当該地方公共団体等の退職手当に関する規程において退職手当の支給対象とされているものに限る。以下「地方公務員等」という。）となるため退職し、かつ、引き続き地方公務員等として在職（その者がさらに引き続き当該地方公共団体等の要請に応じ、引き続いて他の地方公務員等として在職した場合を含む。）した後引き続いて再び職員となった者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 地方公務員等が、地方公共団体等の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前2項の場合における地方公務員等としての在職期間については、前条の規定を準用する。ただし、退職により、この規程の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間から除くものとする。

(役員との在職期間の通算)

第17条の2 職員が引き続いて法人の理事長となった場合は、この規程による退職手当は支給しない。

2 第16条第1項に規定する職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの引き続

いた在職期間には、法人の理事長が引き続いて職員となったときにおけるその者の理事長としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前項の場合における理事長としての在職期間の計算については、第16条を準用する。

(予告を受けない退職者の退職手当)

第18条 職員の退職が、職員就業規則第23条の規定に該当する場合であつて、職員就業規則第25条の規定により解雇予告手当が支給されている場合は、その解雇予告手当は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、一般の退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

(懲戒解雇等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第19条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が業務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が業務に対する県民の信頼に及ぼす影響(以下「非違等の事情」という。)を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 職員就業規則第40条第4号の規定による懲戒解雇の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分(以下「懲戒解雇等処分」という。)を受けて退職をした者

(2) 職員就業規則第23条第1項第2号又は第3号の規定により解雇され若しくはこれらに準ずる退職をした者

2 理事長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 理事長は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を民法(明治29年法律第89号)第98条第2項に定める方法によって公示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その公示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(退職手当の支払の差止め)

第20条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は理事長がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであつて、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが業務に対する県民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 理事長が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、その理由となった事実認定や手続に不服がある場合には、理事長に対し、当該支払差止処分を受けた日の翌日から起算して60日以内にその取消しを申し立てることができる。また、60日を経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、その取消しを申し立てることができる。

5 理事長は、第1項又は第2項の規定による支払差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

6 理事長は、第3項の規定による支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

7 前2項の規定は、理事長が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

8 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

（退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第21条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等

の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、非違等の事情及び第19条第1項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し懲戒解雇処分（以下「定年前再雇用短時間勤務職員に対する解雇処分」という。）を受けたとき。
- (3) 理事長が、当該退職をした者（定年前再雇用短時間勤務職員に対する解雇処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、非違等の事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 理事長は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 第19条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

5 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

（退職をした者の退職手当の返還請求）

第22条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、非違等の事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返還を請求することができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再雇用短時間勤務職員に対する解雇処分を受けたとき。
- (3) 理事長が、当該退職をした者（定年前再雇用短時間勤務職員に対する解雇処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による請求は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

3 理事長は、第1項の規定による請求を行おうとするときは、当該請求を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 第19条第2項の規定は、第1項の規定による請求について準用する。

(遺族への退職手当の返還請求)

第23条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、非違等の事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返還を請求することができる。

2 第19条第2項及び前条第3項の規定は、前項の規定による請求について準用する。

(退職手当受給者の相続人への退職手当相当額の返還請求)

第24条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第22条第1項又は前条第1項の規定による請求を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、理事長が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある旨の通知をしたときは、理事長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の返還を請求することができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第22条第3項又は前条第2項に規定する意見の聴取に係る通知を受けた場合において、第22条第1項又は前条第1項の規定による請求を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の返還を請求することができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第20条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第22条第1項の規定による請求を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の返還を請求することができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第22条第1項の規定による請求を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の

受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の返還を請求することができる。

- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再雇用短時間勤務職員に対する解雇処分を受けた場合において、第22条第1項の規定による請求を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再雇用短時間勤務職員に対する解雇処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の返還を請求することができる。
- 6 前各項の規定に基づき返還を請求する金額は、非違等の事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち前各項の規定による請求を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人に返還を請求する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなってはならない。
- 7 第19条第2項及び第22条第3項の規定は、第1項から第5項までの規定による請求について準用する。

(審議会への付議)

第25条 理事長は、第21条第1項第3号又は第2項の規定による処分若しくは第22条第1項、第23条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による請求（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分等」という。）を行おうとするときは、教育研究審議会又は経営審議会（以下「審議会」という。）に付議しなければならない。

- 2 審議会は、第21条第2項の規定による処分若しくは第23条第1項又は第24条第1項から第5項までの規定による請求を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該処分又は請求を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

(職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給)

第26条 職員が退職した場合（第19条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、この規程の規定による退職手当は、支給しない。

- 2 職員が第17条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて地方公務員等となった場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて地方公務員等となった場合においては、理事長が特に認める場合を除き、この規程の規定による退職手当は、支給しない。

(その他)

第27条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第4条から第8条まで及び附則第11項から第17項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗

じて得た額とする。この場合において、第15条中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第2項」とする。

- 3 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第4条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第7条及び附則第13条の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 4 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第6条又は附則第12項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第2項規定の例により計算して得られる額とする。
- 5 退職した者の基礎在職期間中に給料月額が減額改定によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする規定の適用を受けたことがあるときは、この規程による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第15条に規定する基本給月額に含まれる給料の月額については、この限りでない。
- 6 当分の間、職員が退職した場合における在職期間の計算については、第16条第4項本文の規定にかかわらず、同条第1項から第3項までの規定により計算した在職期間に6月を超える端数がある場合には、これを1年とし、6月以内の端数がある場合には、その端数は切捨てる。
- 7 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第59条第2項の規定により法人の職員となった者（以下「引継職員」という。）の第16条第1項に規定する職員として引き続いた在職期間については、法第61条の規定により、その職員としての引き続いた在職期間を法人の職員としての在職期間とみなして取扱うものとする
- 8 引継職員であってこの規程による退職手当の支給を受けることとなる者に対する退職手当の額については、山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成18年山形県条例第9号。以下「条例第9号」という。）附則第2項から第8項までの規定を準用して算定する。
- 9 この規程の施行日以降に新たに職員となり、この規程による退職手当の支給を受けることとなった者で、任用の事情等を考慮して、前項の規定により退職手当の額を算定する職員との権衡上必要があると認められるときは、前項の規定に準じて退職手当の額を算定する。
- 10 引継職員のうち、この規程の施行日から雇用保険法（昭和49年法律第116号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に法人を退職したものであって、その退職した日まで山形県職員として在職したものとしたならば山形県職員等に対する退職手当支給条例（昭和28年山形県条例第26号）第11条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当に相当する額を退職手当として支給する。
- 11 当分の間、第5条第1項の規定は、山形県公立大学法人職員就業規則（平成21年規則第2号。以下「職員就業規則」という。）第21条第1項第2号に規定する職員で11年以上25年末満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第4条の規定の適用については、同条第1項中「又は第6条」とあるのは、「第6条又は附則第11項」とする。
- 12 当分の間、第6条第1項の規定は、職員就業規則第21条第1項第2号に規定する職員で25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第4条の規定の適用については、同条第1項中「又は第6条」とある

のは、「第6条又は附則第12項」とする。

- 13 山形県公立大学法人職員給与規程（平成21年規程第23号。以下「職員給与規程」という。）附則第17項の規定による職員の給料月額改定は、給料月額の減額改定には該当しないものとする。
- 14 当分の間、職員就業規則第21条第1項第2号に規定する職員でその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって理事長の承認を得たものに対する第8条及び第13条の規定の適用については、第8条中「定年に達する日」とあるのは「定年（職員就業規則第21条第1項第2号に規定する職員にあつては60歳とする。）に達する日」と、同条の表第6条第1項の項、第7条第1項第1号の項及び第7条第1項第2号の項並びに第13条の表第11条の項、第12条第1号の項及び第12条第2号の項中「定年」とあるのは「定年（職員就業規則第21条第1項第2号に規定する職員にあつては60歳とする。）」とする。
- 15 当分の間、第6条第1項に規定する者（25年以上勤務し、事業場移転等により退職した者であつて理事長の承認を得た者を除く。）に対する第8条の規定の適用については、同条中「15年」とあるのは「10年」とするほか、職員就業規則第21条第1項第2号に規定する職員に応じ、同条の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは60歳とする。
- 16 当分の間、職員就業規則第23条第3項第4号より解雇された者又は業務上の傷病若しくは死亡により退職した者であつて職員就業規則第21条第1項第2号に規定する職員が60歳に達する日以前に退職した時における第8条及び第13条の規定の適用については、第8条の表第6条第1項の項、第7条第1項第1号の項及び第7条第1項第2号の項並びに第13条の表第11条の項、第12条第1号の項及び第12条第2号の項中「100分の2」とあるのは、「年齢60歳と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。
- 17 当分の間、職員就業規則第23条第3項第4号より解雇された者又は業務上の傷病若しくは死亡により退職した者であつて職員就業規則第21条第1項第2号に規定する職員が60歳に達した日以後に退職した時における第8条及び第13条の規定の適用については、第8条の表第6条第1項の項、第7条第1項第1号の項及び第7条第1項第2号の項並びに第13条の表第11条の項、第12条第1号の項及び第12条第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。
- 18 当分の間、職員給与規程附則第17項の規定の適用を受ける職員が60歳に達した日以後における最初の3月31日後にその者の非違によることなく退職した場合において、その者が同日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、第3条から第8条まで、第11条から第15条まで、附則第2項から第4項まで、第11項及び第12項、条例第9号附則第2項、第6項及び第7項の規定によりの規定により計算した退職手当の額が、第3条から第8条まで、第11条から第15条まで、附則第2項から第4項まで、第11項から第15項まで、前項、条例第9号附則第2項、第6項及び第7項の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成25年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日までの間における改正後の附則第 2 項（改正後の附則第 4 項においてその例による場合を含む。）及び第 3 項の規定の適用については、改正後の附則第 2 項中「100分の87」とあるのは、「100分の95」とする。

附 則

この規程は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 15 日規程第 6 号）

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 暫定再雇用職員（改正後の山形県公立大学法人職員再雇用等規程附則第 2 条第 1 項又は附則第 3 条第 1 項の規定により採用された職員をいう。）に対する改正後の山形県公立大学法人退職手当規程第 1 条第 1 項の規定の適用については、同項中「第 22 条第 2 項に規定する職員」とあるのは「第 22 条第 2 項並びに改正後の山形県公立大学法人職員再雇用等規程附則第 2 条第 1 項又は附則第 3 条第 1 項に規定する職員」とする。

附 則（令和 7 年 3 月 7 日規程第 5 号）

(施行期日)

- 1 この規程は令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(人の資格に関する経過措置)

- 2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の規則又は規程の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則又は規程の規定の例によることとされる人の資格に関する規則又は規程の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(山形県公立大学法人職員退職手当支給規程の一部改正に伴う経過措置)

- 3 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）並びにこの規程（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の山形県公立大学法人職員退職手当規程（平成 21 年規程第 36 号）第 24 条の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。